

学生と保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に関する学長メッセージその4

新型コロナウイルス感染症がわが国では漸くピークアウトしたように感じられるこの頃ですが、皆さま如何お過ごしでしょうか。

本学は5月7日から、前期の授業をメディア授業として開始しています。インターネットの環境に問題はありませんか。授業が一方通行の講義にならないように、私たちも注意を払っていますが、理解が十分できないことを質問する機会がありますか。メディア授業も、遠隔講義として行うか、オンデマンドで配信するかによって、学習の仕方が異なります。全ての授業を、メディアを利用して行うことは本学としても初めてのことで、問題はさまざま発生する可能性があります。前期の授業は今後もメディア授業として実施しますので、課題を一つ一つ解決しながら、よりよい内容にして行きます。皆さまのご協力を宜しくお願い致します。

さらにメディア授業につきましては、これによる教育の質を保証しなければなりません。具体的には、出欠の確認、理解度の確認から、成績の評価と皆さんからの授業評価まで、統一したやり方で対応できるよう準備を進めています。近く、皆さまにご連絡しますので、大学からの連絡を確認してくださるようお願い致します。

新型コロナウイルス感染症に対しては、国による新潟県の緊急事態宣言が5月14日をもって解除され、新潟県知事も県外への移動自粛、新しい生活様式の遵守、3密の回避を求めるのみとなりました。先のメッセージで気懸りとお伝えしましたが、大学の所在地である新潟市北区の感染状況も、幸いにして落ち着きを取り戻しているように思われます。

緊急事態宣言の延長や解除を決定する根拠となるべき具体的数値が示されていないという根本的な問題は相変わらず未解決ですが、幸いなことに、東京都などがニューヨーク州やイタリアのような状態に陥るのは回避できたようです。次の感染のピークがいずれ訪れることは間違いないですが、それまでに検査体制を含めた医療体制を整備し、予防ワクチンの開発を急ぎ、重症化を防ぐ治療法を確立することなどが喫緊の課題となります。

前回、皆さまに学長メッセージをお送りしたのは5月8日ですが、わずか10日余りで、感染の状況も、わが国の社会の状況も大きく様変わりしました。こうした変化を踏まえ、5月20日に本学の危機管理対策委員会を開催し、今後の方針を決定しましたので、その要点をご報告し、皆さんと最新の情報を共有させていただきます。

なお、今回の方針の有効期間は、国の緊急事態宣言の期限である5月31日までとします。次の委員会は5月末に予定しており、次回のメッセージには本学の原状復帰に向けた具体的な内容を多数盛り込むことができますようお願いしています。

1) 感染防止のための基本的な注意事項について

「一旦は全てのルートを閉じ、安全が確認されたルートから再開する」という本学の危機管理の原則に変わりはありません。現在、特定警戒都道府県に滞在している本学学生の皆さんや教員の数はすでに把握しています。本学の現行のルールでは、新潟県外との往来は原則禁止とし、やむを得ない場合には本学に直接戻らず、「14 日ルール」として、14 日間の自宅待機と健康チェックをお願いしています。緊急事態宣言は5月31日まで設定されていますので、「本学から感染クラスターを発生させない」ために、この措置を引き続き5月31日まで維持することとします。

社会は一斉に自粛解除に向かっていますが、新型コロナウイルス感染に対する防御対策は今後も徹底しなければなりません。不要不急の県外移動は控え、「新しい生活様式」を守り、密閉・密集・密接の環境を避けること、ウイルスに触れた可能性のある手で、口や鼻に触れることによって感染しますので、食事以外ではマスクをつけること、飲食の前には必ず手をよく洗うこと、対面しての会食を避けることは、自らが感染しない、また他の人に感染させないために、これからも大切なポイントです。

2) 授業について

前回お知らせしましたように、前期の間、授業はメディアを利用して実施することとします。現在、新潟県外で生活している学生の皆さんには、国の緊急事態宣言が続いていますので、5月31日までは引き続き留まっていただきます。これとともに、どのような形で新潟に来ていただくのが安全かを検討しています。前回お知らせしました通り、通常の体制に戻るための手順を定めて、皆さんと共有しますので、これからも大学からの情報をよく確認するようにお願い致します。

5月31日までの間、公務員試験や教職試験のために必要な場合は、学内に立ち入りができますので、担当教員やセンターと連絡を取ってください。入構する場合には、学科長の許可を得ていただき、教務課が学内での動線を指示しますので、これに従ってください。

3) サークル活動などについて

サークル活動やボランティア活動の休止は5月31日までは維持します。その後、安全に活動を再開していただけるよう準備を進めています。

強化クラブの皆さんにも、同じく活動の休止をお願いしていますが、各クラブから活動再開に向けた計画書が提出されましたので、これに基づいて、安全が確認できたところから自主練習を認めます。上記の感染防御対策を徹底し、各監督の指示に従ってください。

4) 本学の学生支援について

感染の拡大防止のため、学生の皆さんにはアルバイト活動の自粛をお願いしてきました。

このため、本学ホームページには、学生支援機構を始めとする各種の奨学制度をご紹介します。また、学費の延納や分納のご相談にもお答えしています。

また、5月19日には「学生支援緊急給付金制度」が閣議決定され、予備費を用いて、国が示す基準に準じる学生には10万円の給付がなされることとなりましたので、手続きの方法をご確認ください。

飲食店でのアルバイトは依然として感染リスクが高いと考えられています。やむを得ない場合には、上記の感染防止対策を徹底し、「14日ルール」を守って対応してください。

5) 大学院生の皆さんへ

大学院生の皆さんの研究活動については、5月11日より、上記の感染防止対策の徹底を条件に、活動を再開していただいています。ただし、学外の医療機関で診療支援に従事している大学院生の皆さんは、現在、ここが最も感染するリスクが高いと認識していますので、飲食店等でのアルバイトの場合と同様に、大学には戻らず、「14日ルール」を守って対応してください。

5月8日にメッセージを用意していた段階よりも、感染の状況はかなり好転しているという印象は私も受けています。特異的な治療法や予防ワクチンが開発されるまでは、このウイルスとの共存を目指して、重症化した患者さんの治療に専念できる医療体制を整備し、われわれは感染しないように、万一感染しても、他の人たちを感染させないように、適切な感染防御対策を実行しながら、行動の自粛を続ける必要があります。

学生の皆さんには大変な不自由、ご不便をお掛けしていますが、皆さんと一致協力してこの難局を克服して行きたいと思います。

また、保護者の皆様には、今回ご報告致しました現状をご理解いただき、本学の学生教育につきまして、引き続きご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年5月20日

新潟医療福祉大学学長 西澤 正豊